

令和3年第7回教育委員会会議

- 1 日 時
令和3年5月21日（金）
開会 10時
閉会 11時06分
- 2 場 所
県庁行政庁舎 11階 1109会議室
- 3 出席者
徳田博教育長、新屋長二郎委員、新家久司委員、眞鍋知子委員、高野勝委員、
浅蔵一華委員
- 4 説明のため出席した職員
飯田重則教育次長、杉中達夫教育次長、塩田憲司教育次長、松田豊久教育次長兼
庶務課長、江尻祐子教育次長兼学校指導課長、岡橋勇侍教職員課長、清水茂生涯学
習課長、山下幸則文化財課長、居村吉記保健体育課長
- 5 議案件名及び採決の結果
議案第14号 令和4年度石川県公立高等学校等における入学者選抜方針について
（原案可決）
議案第15号 令和3年第3回石川県議会定例会提出予定案件について
（原案可決）
議案第16号 人事異動について（原案可決）
議案第17号 令和3年度石川県立特別支援学校中学部教科書選定委員会設置要項
の制定等について（原案可決）
- 6 報告事項
報告第1号 新型コロナウイルス感染症感染拡大に係る県立学校の対応について
報告第2号 令和3年度埋蔵文化財専門調査員採用選考試験の実施について
報告第3号 令和4年度石川県公立学校教員採用候補者の採用見込数について
報告第4号 体罰に関する調査について
報告第5号 令和2年度教職員勤務時間調査結果について
報告第6号 「いしかわ師範塾」第9期生学生クラス標準コースの募集について
- 7 審議の概要
 - ・開会宣告
徳田教育長が開会を告げる。
 - ・会議の公開・非公開の決定
議案第15号は議会提出予定案件のため、議案第16号及び議案第17号は教科
書採択に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条
第7項に基づき非公開とすることを、全会一致で決定。

- ・ 質疑要旨
以下のとおり。

議案第 14 号 令和 4 年度石川県公立高等学校等における入学者選抜方針について（江
尻教育次長兼学校指導課長説明）

提案理由ですが、令和 4 年度の石川県公立高等学校、石川県立特別支援学校および石川県立中学校の入学者選抜の方法等についての基本方針を定めるためであります。

2 の根拠法令等は、学校教育法、学校教育法施行規則および石川県立高等学校規則等の規定であります。

また、小松市立高等学校および金沢市立工業高等学校については、あらかじめ小松市教育委員会、金沢市教育委員会より、選抜方針の策定およびその周知について文書で依頼を受けておりますので、県立高等学校と併せて選抜方針を定めることとしております。

議案内容は、2 ページから 17 ページにお示ししてございますが、前年度との対照表が 9 ページからございますので、こちらの資料に沿って説明させていただきます。

9 ページをご覧ください。令和 4 年度方針の下線部が令和 3 年度との変更箇所を示しておりますが、主な変更点についてご説明します。

まず、Ⅰの公立高等学校入学者選抜方針についてであります。まず、日程の方ですが、9 ページの下の方から日程が記載してございます。

順次見ていきまして、10 ページをご覧ください。「(1) 全日制課程の一般入学」について、学力検査等の期日を、令和 4 年 3 月 8 日（火）および 9 日（水）の両日としまして、合格者の発表を 3 月 16 日（水）といたします。

以下、(2)、(3)、(4)、(5) にわたって、「定時制課程の一般入学」「全日制課程及び定時制課程の推薦入学」「連携型中高一貫教育校の連携型入学」「通信制課程の入学」について、それぞれの期日をお示ししてあります。

11 ページの 3 の一般入学、12 ページの 4 の推薦入学、13 ページの 5 の中高一貫教育校の入学、14 ページの 6 の通信制課程の入学については、年月日以外の変更点はありません。

続きまして、14 ページの 7 の全日制課程一般入学の学力検査等における救済措置について、ご説明します。この項目は、平成 31 年度入学者選抜より、インフルエンザなどにより受検できなかった者に対する受検機会の確保のために設けたものであります。新型コロナウイルス感染症等にも十分に対応するため、本検査と追検査の間の日数を 2 週間確保することとし、追検査は令和 4 年 3 月 25 日（金）に実施することといたしました。

また、「面接及び適性検査については実施しない」こととし、(4)、(5) の該当箇所を変更いたします。以上が公立高等学校の入学者選抜方針についてであります。

続きまして、16 ページをご覧ください。Ⅱの特別支援学校の選抜方針についてであります。左側から、表のご説明に、学力検査等の期日を書いてございます。高等部および専攻科は令和 4 年 2 月 16 日（水）、ろう学校幼稚部は 2 月 17 日（木）とし、合格者の発表を 3 月 2 日（水）といたします。

最後に、17 ページをご覧ください。Ⅲの石川県立中学校の選抜方針についてであります。2 の日程部分です。総合適性検査Ⅰ、Ⅱおよび面接の期日を、令和 4 年 1 月 23 日（日）とし、選抜結果通知を 1 月 31 日（月）といたします。また、欠員補充については、3 月 4 日（金）までといたします。その他の変更点はございません。

【質疑】

(眞鍋委員)

14 ページの救済措置に関してですが、追検査の日程が前年度よりも後ろ倒しになっている理由は何かございますか。

(江尻教育次長兼学校指導課長)

新型コロナウイルス感染症に感染する、濃厚接触者になる等々があったときのことを考えて、最大限の見積もりで設定しました。

(新屋委員)

今のことに関連して、日程が後ろ倒しになっていることと、面接と適性検査を実施しないことにした理由を、もう少し詳しくご説明いただけますか。

(江尻教育次長兼学校指導課長)

本検査は例年どおりの日程で、追検査のみ後ろにしましたが、面接や適性検査というのは、デッサンをしたり、体育でしたら、ジャンプをしたり反復横跳びをしたりします。ですから、そういったことに配慮しました。

報告第1号 新型コロナウイルス感染症感染拡大に係る県立学校の対応について（江
尻教育次長兼学校指導課長説明）

1 児童生徒、教職員の感染判明に伴う県内公立学校の臨時休業の状況であります。児童生徒、教職員の感染が判明した場合は、当該児童生徒、教職員の直近の登校日を確認しまして、保健所の指導を受けることとなります。今年度に入りまして、そのような校内の必要箇所の消毒や保健所による濃厚接触者等の特定、検査のための臨時休業の措置を行った学校は、4月以降、先週末までの間、県立学校では県立工業高校、金沢西高校、小松特別支援学校の3校でありました。いずれも、臨時休業期間は1日でありました。また、市町立学校では臨時休業の措置を行った学校は17校ありまして、各学校の臨時休業期間は9校が1日、8校が2日という状況でありました。これまでの児童生徒の感染判明は、多くの場合、同居している方の感染が判明しまして、濃厚接触者として検査を受けた結果、感染が判明したものであります。

次に、2 県立学校における児童生徒の感染防止対策の徹底について申し上げます。県立学校については、これまで国の衛生管理マニュアルに基づきまして、児童生徒、教職員に対して、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いをはじめとした「新しい生活様式」を徹底するように、さまざまな機会を捉えて、学校に対し、通知あるいは直接指示を行ってきたところでございます。こうした中、5月9日の「石川緊急事態宣言」の発出を受けまして、感染対策の一層の徹底を図るため、学習活動を一部制限することとし、具体的には、長時間、近距離で対面形式で行うグループワークやペアワーク、室内で近距離で行う合唱や、管楽器演奏など、感染リスクが高い学習活動については控えることとしました。

また、部活動については、4月26日「ステージⅢ（感染まん延特別警報）」の発出を受けまして、合宿、県外への遠征、県外チームとの練習試合を禁止し、5月9日の「石川緊急事態宣言」発出を受けまして、それらに加えて、県内の高校生同士の練習試合も禁止としました。

こうした県立学校の対応については、その都度、市町教委にもお伝えしてございまして、市町教委においても必要な対応が取られているところであります。現在、「石川緊急事態宣言」が6月13日まで延長されておりますが、学校現場においては、感染症対策を一層徹底しまして、学習活動を工夫しながら、学校行事や部活動等を含め、子どもたちの学びの保障に努めていくところであります。

【質疑】

（浅蔵委員）

部活動について、例年だったら来月に高校総体があるのですが、今年は今のところ通常どおり、無観客になるのかもしれませんが、行われる予定なのでしょうか。

（居村保健体育課長）

現在のところ、工夫をしながら開催すると伺っております。

(徳田教育長)

全国のインターハイも、開催すると通知が来ております。原則無観客で、関係者については個別に対応するという通知が来ておりますので、去年とはちょっと状況が違います。去年は、全国の大会をやらず、各県の大会もやらないということでした。ただし、子ども達にとっては一生に一度の話なので、各競技団体が工夫を凝らして、代わりの大会を実施されたという経緯がございますが、今年は今のところ、そのような状況にはなっていないということでもあります。

報告第2号 令和3年度埋蔵文化財専門調査員採用選考試験の実施について（松田教育次長兼庶務課長説明）

まず、「1 採用予定数、職務内容等」につきましては、埋蔵文化財専門調査員は、文化財課や埋蔵文化財センター、金沢城調査研究所などで埋蔵文化財の発掘調査等の専門的業務に従事していただくものでありますが、平成30年度以降の10年間で10人の退職者が見込まれていたことから、平成30年度から毎年、採用選考試験を実施しているものであります。採用予定数については、若干名とさせていただきます。

「2 試験内容及び試験期日等」につきましては、募集期間については6月1日（火）から7月12日（月）までとし、第一次試験については、教養試験、専門試験、実技試験を7月25日（日）に実施することとしております。

今年度から、これまでの郵送による申し込みの方法に替えて、スマートフォンやパソコンを使用した電子申請による受験申し込みを原則とし、受験生の便宜を図り、優秀な人材の確保を図りたいと考えております。

その後、第一次試験の合格者を対象に第二次試験として、面接試験および適性検査を9月上旬に実施しまして、10月上旬に最終合格者を決定することとしております。しっかりと能力・資質を見極めて、採用決定したいと考えております。

【質疑】

質疑なし

報告第3号 令和4年度石川県公立学校教員採用候補者の採用見込数について（岡橋教職員課長説明）

受験区分ごとの採用見込数の内訳については、小学校教諭は140人程度、中・高等学校教諭は130人程度、特別支援学校教諭は、小学部および中学部・高等部を合わせて35人程度、養護教諭については10人程度とし、合計では、昨年度と同数の315人程度といたしました。

本県の教員採用者数は、平成23年度からは教員の大量退職を見据え、退職者数をそのまま補充するのではなく、年齢構成の平準化という観点で、近年は300人台の採用を計画的に行ってきたところであり、今回も昨年度と同様315人としたところがあります。

また、今回で3回目となる障害のある受験者を対象とした「特別選考区分Ⅰ」の採用見込み数につきましては、5人程度といたしました。採用見込み数および内訳については、既に5月7日（金）にホームページで公表し、周知を図ったところでありませう。

志願者への案内については、昨年は中止した大学訪問を県内大学中心に実施し、学生に教員のやりがいや、充実した研修制度、石川県の教育力、住みよさについて説明をしたところだす。

また、現在の全国的な新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、訪問できない大学については、オンラインで採用説明を行ったりしてあります。

なお、5月27日まで、志願書の受け付けを行っているところであり、選考に当たりますは、教員として豊かな教養と専門的知識を有することに加え、児童生徒に対する教育的愛情を持ち、健康でたくましく、指導力・実践力のある人材を確保したいと考えてあります。

【質疑】

（高野委員）

小学校の採用見込数は昨年度よりも若干多いですが、昨年度も倍率は低かっただす。申し込みが5月6日から始まっていますが、現在の申し込みの人数等に関して、分かる範囲で教えていただきたいだす。

（岡橋教職員課長）

年度によって数字の推移が不確定なので、志願の受付を終えた後に、きちんと報告させていたきたいと思っています。

（徳田教育長）

年度によって、最初に志望が来る年、最後に来る年など、いろいろあるようだす。ただ、今言われたように、小学校の競争倍率が下がっているというのは、石川もそうだすが、全国的な課題で、恐らく同じような危機感を全国のどの県教育委員会も持っておられます。

ご指摘も以前ありましたが、大学訪問をして、特に小学校に力をいれているのが、なかなか、特効薬があるわけではない状況だす。

文科省もいろいろな危機感を持っておられて、文科省の中でいろいろな委員会を立ち上げられて、どうするかということを経つかの方面からやっておられますが、我々は地元大学も含め、地道にいろいろなところに、これからもアプローチしていく必要があると思っています。

報告第4号 体罰に関する調査について（岡橋教職員課長説明）

この調査は、児童・生徒および保護者へのアンケート等を基に、体罰として確認したものです。県教育委員会では、平成24年度に文部科学省の要請により実施した体罰に関する調査を、平成25年度以降も独自に実施しております。

資料の「1 発生件数及び処分状況等」をご覧ください。令和2年度の体罰は、高等学校で2件確認しております。被害生徒数は12名であります。

体罰が発生した場面については、下の「2 体罰の場面」の表にありますとおり、いずれも授業中に起っております。具体には、1件は、昨年6月から本年2月までの間、授業中などの時間に、遅刻や忘れ物をした生徒を指導する際、8名の生徒に対し、1回または複数回にわたり、頭にげんこつを行ったものであります。被害生徒のうち、3名の生徒にたんこぶができました。1名の生徒が精神的な苦痛を受けたと話しております。

もう1件は、授業中、課題に真面目に取り組んでいなかったとして、教員が男子生徒4名を廊下に連れ出し、その際、2名の生徒の頭を指示棒でたたいた他、廊下で3名の生徒のお尻から腰のあたりを蹴ったものです。生徒にはけがはありませんでした。これら2件の体罰に関しましては、戒告の懲戒処分および文書訓告の措置を行っており、厳しく指導したところであります。

体罰の件数は、平成25年度以降では、平成25年度7件、26年度5件、27年度5件、28年度3件、29年度4件、30年度4件、令和元年度が6件、今回2件となっております。

体罰は、いかなる場合においても行ってはならないものであり、今後とも、体罰は絶対してはならない、体罰は指導方法の一つではなく暴力であることを教員が肝に銘じるよう、機会あるごとにしっかりと指導してまいりたいと考えております。

【質疑】

（新屋委員）

体罰はなかなかなくなるかなと思って表を見ていたのですが、どういう年代の人が体罰をしているか傾向は掴んでいますか。

（岡橋教職員課長）

年代の高い方の体罰が増えている傾向が見受けられます。

（新屋委員）

やはり、昔スタイルの指導がなかなか変わらないので、こういうことになっているのではないかなと思います。採用数を多くして、若い人をどんどん採用されていますから、20代から40代の若い先生に、特にしっかりと体罰をしてはいけないという指導をやっていただければいいかと思います。

(岡橋教職員課長)

体罰も含め、服務規律の徹底に関しましては、いろいろな研修等を通じて、または学校長会議等を通じて、本当に口酸っぱく指導しております。今後も引き続き継続して指導していきたいと考えております。

報告第5号 令和2年度教職員勤務時間調査結果について（岡橋教職員課長説明）

県教育委員会では、平成29年8月に「教職員多忙化改善推進協議会」を立ち上げ、平成30年3月には「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」を策定し、これまで多忙化改善に向けた具体の取組みを3年間進めてきたところであり、取組み3年目となる令和2年度1年分の結果の集計について、ご報告いたします。

「1 調査の概要」についてですが、調査期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間であり、調査対象は、公立小中学校、県立学校、合わせて335校のフルタイムで勤務する教職員8,222名で、調査対象の職種は、校長、副校長、教頭をはじめ、記載のとおりであります。

2ページをご覧ください。「2 年間及び四半期ごとの各期の集計結果」であります。この表は、時間外勤務時間の1人1カ月当たりの平均と時間外勤務時間の人数分布を、小・中・高・特別支援の校種別に表記したものであります。

各校種の1行目に網掛けをしてある「年間」の欄には、令和2年度4月から3月までの1年間分のデータ、2行目から5行目までは、第1四半期から第4四半期までの四半期ごとのデータを記載しております。また、各欄の上段のかつこ書きは前年度の令和元年度のデータ、下段は令和2年度のデータとなっております。

時間外勤務時間の1人1カ月当たりの平均は、表の左から3列目に表記してあります。各校種ごとの年間の時間外勤務時間の平均は、小学校は、左から3列目の網掛けの箇所を見ていただくと、元年度はかつこ書きの42.7時間に対し、令和2年度は40.1時間と2.6時間の減、中学校は、同様に左から3列目の網掛けの箇所を見ていただくと、元年度はかつこ書きの59.3時間に対して、令和2年度は49.7時間と9.6時間の減、全日制高等学校は、同様に左から3列目の網掛けの箇所を見ていただくと、元年度はかつこ書きの42.5時間に対して、令和2年度は33.8時間と、8.7時間の減となっております。

令和2年度は、4月、5月が臨時休校となりました。7月から8月にかけて、授業の遅れを取り戻すため、夏休み期間中に授業を行ったという特殊要因がありましたが、いずれの校種においても前年度に比べ減少したところではあります。

また、3ページの「3 年間校種別年度比較」は、取組み前の平成29年度から令和2年度までの4年間の比較ができるよう、データを棒グラフで表したものであります。

まず、(1)をご覧ください。時間外勤務時間の校種別月平均については、小学校は取組み初年度の平成30年度から順に、対前年比0.5時間、2.9時間、2.6時間の減、中学校が、平成30年度から順に、対前年比、4.7時間、5.1時間、9.6時間の減、全日制高等学校は、平成30年度から順に、対前年比3.7時間、3.1時間、8.7時間の減となっており、いずれの校種においても、取組み前の平成29年度に比べ、3年連続の減少となっております。ただ、中学校においては、他の校種と比べ減少幅が大きいものの、時間外勤務時間は他の校種と比較すると多い状態となっております。

下の(2)をご覧ください。校種ごとに、時間外勤務時間の校種別人数分布を、45時間まで、45～60時間、60～80時間、80～100時間、100時間超えの五つの区分に分けて、取組み前の平成29年度から令和2年度分までの4年間について、その割合を表したグラフとなっております。

時間外勤務時間が月 80 時間を超える教職員の割合は、丸で囲んでありますグラフの右側から二つの区分の割合を加えた値となっており、一番下の枠内に記載してあるように、平成 29 年度から順に、小学校は 10.4%から 8.8%、5.8%、3.3%と減少し、中学校も、36.2%から 30.3%、25.7%、13.0%と減少し、全日制高等学校も、13.8%から 7.9%、5.9%、1.7%と、いずれの校種においても、月 80 時間を超える教職員の割合は減少しております。

次に、4 ページと 5 ページをご覧ください。「4 月別推移」の「(1) 時間外勤務時間の平均」ですが、校種別の時間外勤務時間の平均の月別の推移を、取り組み前の平成 29 年度から 4 年間の比較ができるよう、4 ページの表と、5 ページのグラフで示してあります。

5 ページのグラフをご覧ください。毎年度、小学校、中学校、高等学校いずれも 4 月から 6 月に前半のピークがあり、8 月に大きく減少し、9 月から 11 月にピークがあります。

ただ、令和元年度の 3 月、令和 2 年度の 4 月、5 月については一斉臨時休校となったことから、時間外勤務時間が他の年度と比べて大きく減少しているというイレギュラーな部分もありますが、各校種の四つの折れ線グラフの位置を見ますと、取り組み前の平成 29 年度と比較すると、平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度となるごとに、グラフの位置がいずれの校種も、相対して見れば全体として下の方に移っています。

また、6 ページと 7 ページには、「(2) 時間外勤務時間が月 80 時間超の人数の割合」について月別の推移を、6 ページの表と 7 ページのグラフで示してありますが、7 ページのグラフを見ますと、年々、グラフの位置が全体として下の方に移っています。

以上、具体の数字を申し上げましたが、この 3 年間の推移を見ますと、多忙化改善の効果が一定程度出ているものと受け止めております。ただ、一方で、月 80 時間を超える教職員は減少したとはいえ、まだ一定程度いるのも現実であり、今後、これまでの 3 年間の総括を行い、具体の取り組みを今後とも一層着実に進めていく必要があると考えております。

8 ページ以降には、1 月から 3 月分の項目別集計の詳細を載せてあります。令和元年度の 3 月は臨時休校となりましたので、1 月から 3 月分の集計を令和元年度と令和 2 年度で比較することは有効ではないかもしれませんが、参考としてご覧ください。

(徳田教育長)

ちょうど 3 年間の取り組み期間が終わりました。休校というイレギュラーな要素があり、正確に同じ土俵では比較はできないのですが、取り組み前に比べると、やはり着実にそれなりの前進はしているのではないかなと思います。

ただ、先ほど言いましたように、やはり 80 時間超えの方が、特に中学校はまだ 13%もいらっしゃるという事実がありますし、中学校の平均の時間外勤務時間が 49.7 時間で 45 時間を超えているということなので、減ったとはいえ、できることはやっていかなければならないと、そのように思っております。いずれにしても、この 3 年間の取組をもう少し詳細に検証して、今後、何をどう取り組んでいくか、検討していく必要があると考えています。

(新屋委員)

今言われたように、時間外勤務がこの3年間で着実に減少してきて、それでもまだ80時間を超えている割合が、特に中学校が13%で、人数にすると二百数十名となるので、具体的に何が原因でそのようになっているかということも考えて、個別に対応、指導をした方がいい場面もあるのかもしれませんが。もう限界に近づいているのかなという気もしないでもないですが。

また、やはり中学校についてはいろいろな定数の問題などがあって、減り切らないところがあるかと思います。国に定数改善の要求を前からされていますが、そういった点についても粘り強くお願いしていく必要があるのではないかと思います。

(岡橋教職員課長)

ご意見を踏まえ、個々についての情報も情報収集し、取り組みを一步一步進めていきたいと思います。

(高野委員)

数字に水を差すようで申し訳ないのですが、第1四半期に休校があったという話がありましたが、結局、第1四半期で時間外勤務が激減した部分があって、年間トータルで見ても時間外勤務が減ったのではないかと思うのです。もしこれがなかったら、数字的に見ると、ほとんど変わらないのではないかという印象を持っているのです。この点に関して、どのように捉えているのでしょうか。

もう1点は、コロナが教員の勤務時間に関して、何か影響を与えているものでしょうか。それとも、学校に関してはあまり影響がなかったと捉えていますか。

(岡橋教職員課長)

確かに、第1四半期の休校が大きく影響していることは一つの要因と考えておりますが、その中でも全体を通じて、先生、学校、地域のさまざまな取り組みの成果も相まっているものと考えております。

コロナの影響についてですが、確かにコロナのため、例えば登校時の検温や消毒などによって、先生にプラスの仕事が増えてきたのは事実であり、多忙化の一つの要因になっていることは承知しておりますが、もちろんそれに対して、スクールサポートスタッフや、コロナ対応の非常勤講師を配置するなど、いろいろな施策を実施しているところであります。

(高野委員)

コロナで仕事がプラスになった上でこの数字だということは、やはり先生方は業務改善をされたと捉えていいのですね。

(岡橋教職員課長)

はい、そう考えております。

報告第6号 「いしかわ師範塾」第9期生学生クラス標準コースの募集について（江
尻教育次長兼学校指導課長説明）

平成25年にスタートしたいしかわ師範塾は、今年9年目を迎えます。本県の教員を目指す学生を対象にしまして、8月から翌年6月までの間に、毎月1回土曜日に開講している「標準コース」と、長期休業期間中の6日間、集中して開講する「短期コース」を用意しております。

標準コースの説明をいたします。まず、「1 目的」は本県の公立学校教員を目指す大学3年生と大学院1年生が、師範塾の講義や模擬授業等の演習、学校実習などの実践的な講座を通して、教員としての心構えや授業づくりの基礎などを身に付けることを目的としております。

「2 標準コースの概要」ですが、今ほど申しましたように、8月から翌年6月まで、毎月1回土曜日に全12回の講義や模擬授業等の演習を行います。また、学校に出向いて実習などを行うこととしております。

「3 募集期間」につきましては、来月6月1日から7月2日までの1カ月間としておりまして、「4 場所」は、石川県教員総合研修センター内のいしかわ師範塾で実施することとしております。

「5 入塾資格」の(3)にありますように、本県の教員採用試験の受験を目指す大学生および大学院生を対象としているところであります。

間もなく、募集案内のリーフレットを、教員養成系の学部を有する全国の177大学に配布することとしておりますが、その他にも5月下旬から6月にかけて、県内の教員養成大学へ訪問し、学生への周知を図ることとしております。

また、県教委のいしかわ師範塾のホームページに募集案内を掲載するとともに、6月上旬には「広報いしかわ」にも募集記事を掲載して広く周知を図るなど、積極的なPR活動を展開していくこととしております。

さらには、ILACに登録されている県内高校出身の大学3年生および大学院1年生に対して、募集案内のリーフレットの郵送も行う予定であります。

いしかわ師範塾では、本県の教育水準の維持向上を図るために、即戦力として教育現場で活躍できる人材の養成に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、募集案内のリーフレットもお配りしておりますので、また後ほどご覧いただければと思っております。

【質疑】

質疑なし

(徳田教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第 15 号 令和 3 年第 3 回石川県議会定例会提出予定案件について

松田教育次長兼庶務課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第 16 号 令和 3 年度石川県立中学校教科書選定委員会設置要項の制定等について

江尻教育次長兼学校指導課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第 17 号 令和 3 年度石川県立特別支援学校中学部教科書選定委員会設置要項の制定等について

江尻教育次長兼学校指導課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

・閉会宣言

徳田教育長が閉会を告げる。